

事務局 (松木局長)	<p>ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。</p>									
部会長	<p>皆様、おはようございます。ただいまから、第 716 回農地部会を開会いたします。</p> <p>本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の安永委員さん、粟井地区の梶野委員さんのお二人にお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から第 11 号まで、11 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。</p> <p>それではまず、第 1 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 5 月 26 日から 6 月 24 日までに専決処理した案件は 16 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 16 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 1099 1011 1211"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>10 件</td> <td>5,071 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>4 件</td> <td>1,582 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>2 件</td> <td>93 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>以上でございます。</p>	住宅用地	10 件	5,071 m ²	商工業用地	4 件	1,582 m ²	公的用地	2 件	93 m ²
住宅用地	10 件	5,071 m ²								
商工業用地	4 件	1,582 m ²								
公的用地	2 件	93 m ²								
部会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま、第 1 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 2 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 28 年 5 月 26 日から 6 月 24 日までに専決処理した案件は 28 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 28 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p>									

	<table border="0"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>18 件</td> <td>15,611 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>9 件</td> <td>5,083 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>1 件</td> <td>23 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。 以上でございます。</p>	住宅用地	18 件	15,611 m ²	商工業用地	9 件	5,083 m ²	公的用地	1 件	23 m ²
住宅用地	18 件	15,611 m ²								
商工業用地	9 件	5,083 m ²								
公的用地	1 件	23 m ²								
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第 2 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>									
委員一同	<p>異議なし</p>									
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第 3 号議案、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (渡部主幹)	<p>それではご報告いたします。 1 番、本件は農地法第 3 条許可により、平成 9 年 12 月 24 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、別件 4 条許可申請にて転用するとしております。離作補償はないとしております。 2 番、本件は基盤強化促進法により、平成 27 年 5 月 1 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、別件 5 条許可申請にて転用するとしております。離作補償はないとしております。 3 番、本件は基盤強化促進法により、平成 25 年 12 月 20 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 4 番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 5 番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後、1 筆は別件 3 条許可申請にて賃借人のお子様を取得し、もう 1 筆は別件 5 条許可申請にて転用するとしております。離作補償はないとしております。 6 番、本件は農地法第 3 条許可により、平成 20 年 12 月 9 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は新たな借り手に貸すとしております。離作補償はないとしております。 7 番、本件は残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、新たに基盤強化促進法にて、借り手変更をするとして、同時に申請されております。離作補償はないとしております。 8 番、本件は残存小作でございます。</p>									

	<p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま第3号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第4号議案、農地法第3条許可取消報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成28年4月11日付けで、農地法第3条による売買の所有権移転の許可を受けておりましたが、贈与による所有権移転であったとして、当該許可を取消しするものでございます。</p> <p>なお、第5号議案12番により、再申請されております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま第4号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。</p> <p>次に、第5号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。</p> <p>なお、番号9ですけれども、川端委員さんにつきまして、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に該当いたしますので、退席の形をお願いいたします。</p> <p>なお川端委員さんにつきまして、10番につきましてはまた地元説明がありますので、その件合わせてよろしく願いいたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部主幹)	<p>お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>1番、譲受人の横田さんは、農地約89アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自宅に近い本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人の今内さんは、農地約61アールを耕作する兼業農家でございます。</p>

この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人の北村さんは、農地約73アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、5番、6番は、譲受人が同一人であるため、併せてご説明いたします。

譲受人の能田さんは、農地約84アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の安定及び規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人の高橋さんは、農地約447アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近い、耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

8番、本人保留でございます。

9番、譲受人の川端さんは、農地約165アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の安定を図るものでございます。

10番、譲受人の井本さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借り受け、農業経営を始めるものでございます。

申請地の1筆(1,487㎡)の一部に農業用倉庫(約9㎡)がございます。1筆の面積から比較いたしますと、ごくわずかであり、その部分のみを外して区別することがそぐわない必要最低限の施設であると、判断されることから、倉庫部分を含めての許可となります。

また、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。相続税の猶予にしましては、税務署の判断となるため、現時点では不明でございます。

11番、譲受人の三嶋さんは、農地約49アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得しようとするものでございます。

12番、譲受人の竹内さんは、農地約26アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

13番、譲受人の糸岡さんは、農地約151アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に隣接し、耕作便利な本申請地を取得しようとするものです。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。それでは次に、地元委員さんから補足説明をお願いいたします。

まず、10番は所在地が難波地区でありますので、川端委員さんからお願いたします。

川端委員 (難波地区)	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の井本さんは、拓南地区にお住まいですが、このたび、難波地区の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農作業経験もあり、耕作意欲も十分見受けられましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に住所地が拓南地区でありますので、白石委員さんからお願いします。</p>
白石委員 (拓南地区)	<p>それでは私のほうから座ったままで失礼します。この井本さんの賃貸借契約について説明いたしますが、もう高齢ではありますが、特に農業に熱心な方で、難波と砥部町の川井地区に農地をつくっておられます。</p> <p>朝が早い人で7時に電話したら弁当持って出て行っている人です。</p> <p>今回は若干北と南とであったものでしたから、調べてみました。砥部町はまだ5反の農地面積でないといけないということです。その砥部町で作っている農地が逆に相続が発生しているということで、井本さんの売買契約は結んでおるがということで、それで取得できんと、5反でない、ということで困っているということです。これ3,632㎡取得できれば砥部町と合わせて十分できるということです、これが許可になれば向こうも許可できると。</p> <p>砥部町が川井でありまして、いいところで、非常に熱心な方ですので。それで先ほど事務局からありました農業用倉庫9㎡のことですが、これは松山市の建築基準法というのが、10㎡までは屋根、柱、壁でこれが建築基準法の最低基準でこれ以下は建築基準法にはかかりません。</p> <p>そういうことですので何の問題もございませんので井本さんの賃貸契約の取得については問題ないと思いませんのでよろしくご審議のほどをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に12番は、河野地区でありますので中川委員さんからお願いします。</p>
中川委員 (河野地区)	<p>先ほど事務局から説明がございましたように、譲受人の竹内さんは、農地約22アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>今般、農業経営の規模拡大を図るため、本申請地を贈与により取得したいと申請に及んだものです。</p> <p>農業経験も十分あり、農業に対する意欲も十分見受けられることから、地元としては了承いたしました。なお本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、第5号議案につきまして、事務局ならびに地元委員さんから説明がありました。</p> <p>本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p>

事務局 (藤久次長)	<p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第6号議案、農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、市内南梅本町に居住する兼業農家でございますが、この度、老後における新たな収入の確保を図るため、本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約39aを耕作する農業者でございますが、平成24年当時、農地法の許可を得ず、申請地へ農業用倉庫を建築し、さらに、農作業場を設置していたもので、今回、違反の解消と作業場の拡張を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、例外許可事由の農業用施設に該当し許可可能と判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございました。それでは、次に地元委員さんから補足説明をお願いします。</p> <p>1番は小野地区でありますので、永田委員さんから補足説明をお願いします。</p>
永田委員 (小野地区)	<p>それでは説明申し上げます。先ほど事務局から説明がありましたように、岡本裕司さんは、小野地区に居住し生活しておりますが、定年退職を間近に控え、更なる収入がいることから、太陽光発電施設により新たな安定した収入を確保するため本申請に至ったものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、第6号議案について事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお本件は県許可分でありますので、2番は農業会議の意見を聞いた後、もう一方は直ちに意見を附して県知事に送付をいたします。以上でございます。</p> <p>次に、第7号議案、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局
(藤久次長)

それではご説明いたします。

1番、本件受人は、現在、平井町で歯科医院を開設しておりますが、現駐車場が手狭で支障をきたしていることから、新たに、隣接する本申請地を取得し、露天駐車場として利用すると同時に、看板用地も確保したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件は、先月部会で、事業計画整理のため、本人保留となっていました。計画も整ったことから、今回、保留を解こうとするものです。

本件受人は、電気通信設備工事を主な業務とする法人でございますが、既存の資材置場及び駐車場の進入路が手狭で、事業に支障をきたしていることから、今回、本申請地を取得し、進入路を拡張したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、障害福祉サービス事業を行う社会福祉法人でございますが、この度、本申請地を取得し、グループホーム、短期入所の共同生活援助施設を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みとなっております。

なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、現在借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を妻の祖父より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

5番、6番は、併用案件ですので、一括説明いたします。

本件受人は、現在、借家住まいで、市内土居町にて自動車修理業を営んでおりますが、工場の賃貸契約満了に伴い、地主に返還しなければならなくなったことから、新たに、5番の申請地を賃借し、また、6番の申請地を取得し、併せて、自動車修理工場併用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みとなっております。

本申請地の農地区分は、市役所浮穴支所から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、現在、両親と同居しておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を父親より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は、例外許可事由の集落接続に該当し許可可能と判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今年28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

8番、本件受人は、現在、市内余戸南五丁目に居住し、美容業を営んでおりますが、今回、事業拡張のため本申請地を取得し、新たな美容室を開設しようとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、自動車専用道路出入口より概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。

9番、10番は、併用案件ですので、一括説明いたします。

本件受人は、曹洞宗の教義をひろめる宗教法人ですが、駐車場が手狭な

<p>部会長</p>	<p>ことから、この度、9番の申請地を代表役員より借受け、また、10番の申請地を取得し、併せて、露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>11番、本件受人は、市内八反地に居住する兼業農家でございますが、将来の安定的な生活基盤を確保するため、約10年前より、本申請地を農地法の許可を得ず、メダカの養魚施設として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>12番、本件受人は、現在、妻の両親と同居しておりますが、何かと手狭なことから、この度、本申請地を母親より借受け、個人住宅を建築したいとしております。なお、申請地は都市計画区域外に位置しており、開発許可は不要です。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいま第7号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。なお、この案件につきましては県許可分でありますので、7番は農業会議の意見を聞いた後、その他は直ちに意見を附して県知事に送付いたします。以上でございます。</p> <p>次に第8号議案、平成28年度 第4号 農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (永野副主幹)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本日の案件12件の内、使用貸借権の設定が11件、所有権移転の設定が1件となっており、設定総面積は、合計29,051.00㎡でございます。その内訳は、新規が25筆、更新15筆、再設定8筆、所有権移転が1筆となっております。</p> <p>番号1、番号2の譲り受け人は、約1,337アールを耕作する農事組合法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。</p> <p>番号3、番号4、番号6、20ページの番号7、番号10、21ページの番号11の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の1つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に10月頃正式に転貸される予定です。</p> <p>19ページに戻りまして、番号5の譲り受け人は、約186アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>20ページ番号8の譲り受け人は、約399アールを耕作する農業者で農</p>

	<p>地法第 18 条第 6 項による解約後、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 9 の譲り受け人は、約 266 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>2 2 ページ番号 1 2 の譲り受け人は、約 304 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 28 年 7 月 15 日となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま第 8 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>
	<p>次に、第 9 号議案、農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (永野副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第 19 条第 3 項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>6 月の農地部会におきまして機構への利用権設定についてこの 18 筆をご審議いただきました。これに関しては平成 28 年 6 月 15 日に市の公告が済み、同日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。</p> <p>総面積は合計 13,424.00 m²、18 筆、全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後、県が認可し、8 月中旬の公告という流れになっています。そのため、9 月頃溝田氏に耕作権が設定される予定です。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第 9 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p>

<p>事務局 (渡部主幹)</p>	<p>次に、第 10 号議案 農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それではご報告いたします。 平成 28 年 5 月 26 日から 6 月 24 日までに専決処理した案件は 20 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら 20 件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。ただいま第 10 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして第 11 号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (永野副主幹)</p>	<p>それではご説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20 年間適正な耕作を継続して行いますと相続税は免除されます。今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので農地の利用状況の確認を行ったものでございます。 番号 1 から 4 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。 番号 5 から 7 につきましては、持分 3 分の 1 ずつの農地であり、適正に耕作していることを確認しております。 番号 8・9 につきましては、適正に耕作していることを確認しております。 以上の農地は地区の委員さんに確認してもらっています。 なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ただいま第 11 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で本日の提出議案 11 件の議案審議は全て終了いたしました。ここで委員さん何かご意見などございませんか。</p>

委員一同	(意見なし)
部会長	ないようでしたら、事務局から何かあれば連絡事項をお願いします。
事務局 (松木局長)	はい、次回の農地部会でございますが、8月10日の水曜日を予定しております。よろしくをお願いします。
部会長	はい、有難うございます。 それでは、以上で第716回農地部会を閉会いたします。 ありがとうございました。
	午前 11 時 09 分閉会